

パブリックコメント募集内容

「会津若松市地域防災計画 改訂案」へのご意見を募集します ～市民意見公募（パブリックコメント）のお知らせ～

地域防災計画は、災害対策基本法に基づいて作成している計画です。

平成26年の改訂から10年以上が経過したことから、近年の災害の多発化・激甚化を踏まえ、大幅な見直しを行います。国や県の計画との整合性を図りながら、災害種別ごとに予防対策、応急対策等を整理することで、より迅速かつ的確な対応が図られるよう、今般、市地域防災計画の改訂を行うものです。

計画改訂案について皆様のご意見をお寄せください。

■ 公表・意見募集期間

令和8年1月9日（金）～令和8年2月9日（月）※最終日 午後5時必着

■ 意見を提出できる方

次のいずれかに該当する方が意見を提出することができます。

- ① 市の区域内に住所を有する方
- ② 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ③ 市の区域内にある事務所又は事業所に勤務する方、及び市の区域内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体の構成員
- ④ 市の区域内にある学校に在学する方

■ 意見の提出方法

所定の様式（閲覧場所に設置またはホームページ掲載の様式をダウンロード）を使用するか、任意の様式に氏名、年齢、性別、電話番号等（法人等の場合は、名称、所在地、電話番号）を記入し、危機管理課までお持ちになるか、Eメール、FAX、郵送により危機管理課まで提出してください。

- ※ 意見内容の確認が必要になる場合がありますので、必ず電話番号を記入してください。
- ※ 匿名や電話での意見の提出は受付できません。
- ※ 提出していただいた書面はお返ししません。
- ※ 個々のご意見に対し、直接ご本人への回答はいたしませんのでご了承願います。
- ※ お寄せいただいたご意見については公表しますが、氏名などの個人情報が公表されることはありません。

■ 意見の提出先

- ・Eメール bosaianzen@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp
- ・FAX 0242-26-6435（危機管理課直通）
- ・郵送 〒965-8601 会津若松市東栄町3-46
会津若松市危機管理課宛
- ・持参 会津若松市役所本庁舎4階 危機管理課
(土・日曜日、祝日を除く、8時30分から17時まで)

■ 閲覧場所

改訂案の内容は会津若松市ホームページに掲載しているほか、次の場所で閲覧することができます。

※会津若松市ホームページ <https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp>

	閲覧できる場所	閲覧できる日時
1	危機管理課（本庁舎4階）	月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時
2	市政・観光情報コーナー (本庁舎1階 市民ホール北側)	//
3	湊市民センター	//
4	大戸市民センター	//
5	北市民センター	//
6	南市民センター	//
7	一箕市民センター	//
8	東市民センター	//
9	北会津支所	//
10	河東支所	//
11	生涯学習総合センター（會津稽古堂）	毎日（休館日を除く） 午前9時～午後5時

【お問い合わせ先】

会津若松市役所 危機管理課
電話：0242-39-1227（直通）